

自転車はルールを守って安全に！

自転車は、道路交通法では「軽車両」に分類される、クルマの仲間です。
正しく乗らないと交通事故を起こし、自分のみならず他人に危害を加えるなど、重大な事態を招きます。

守ろう！ 自転車安全利用五則

1 車道の左側を通行しましょう！



歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道の左側に寄って通行しなければなりません。

ただし 自転車が例外的に歩道を通行できる場合があります

- 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある
- こども(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、体の不自由な人が運転している
- 通行の安全確保のためにやむを得ない(道路工事している、駐車車両が続いている、交通量が多く道幅が狭いなど)



▲普通自転車歩道通行可標識

このような場合は、歩道の車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しましょう。歩行者の通行を妨げそうなきは、一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯しましょう

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用しましょう

自転車を利用する人は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。事故による被害を軽減することができます。

令和7年度調査
大阪府7.2%
全国ワースト1！

自転車安全利用五則をしっかりと守り、安全運転を心がけましょう。

自転車に乗るとき、危険な違反行為はやめましょう！

道路交通法により、自転車の危険行為16項目が規定されています。身近な違反行為として、

- ・歩行者用道路徐行違反
 - ・歩道通行時の通行方法違反
- 歩道通行時は歩行者優先で徐行の必要があります！



- ・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為。自転車整備はきちんとしましょう！



- ・携帯電話使用等

携帯電話を手で保持し操作しながら運転する行為は違反。



自転車でも、事故の加害者になれば、高額な賠償金を請求されることもあります。交通ルールを守って、安全な運転をお願いします。

危険な違反を繰り返すと、自転車運転者講習(受講料6,150円)の受講を命じられます。従わない場合は5万円以下の罰金も！

詳しくはこちら▼

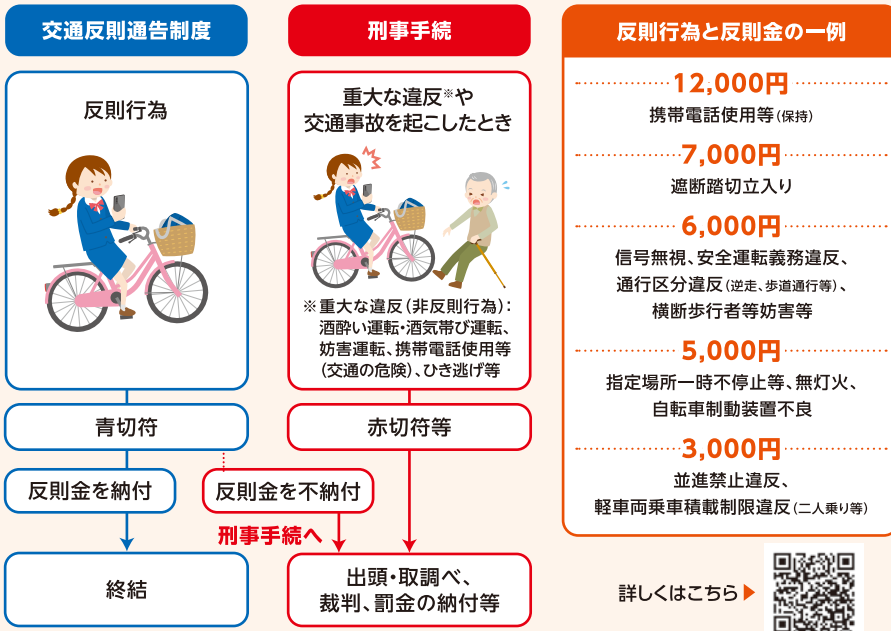


交通反則通告制度(いわゆる青切符)について

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されています。
・対象は16歳以上、対象となる違反行為は100種類以上、反則金は原付と同一

交通反則通告制度とは？

違反者が一定期間内に反則金を納めることで刑事罰が科されない制度



詳しくはこちら▶



問合 市民協働課(市民協働) 1階⑧番 ☎06-6915-9166 鶴見警察署 ☎06-6913-1234